	行動計画	①R2年度の実施状況	担当護
₹1	参加を通じて、人と自然(生物多様性)のつながりを理解するための取組		
-1	普及啓発		
[MX	略的な取組】		
1	「鹿児島の 100人, 100の風景」等を題材とした振り返りの機会の提供 この戦略の策定にあたって108名の方から心に残る自然の原体験等を聞き書 きし、一冊の書籍として出版した「鹿児島の100人, 100の風景」(鹿児島県環境 林務部自然保護課, 鹿児島大学鹿児島環境学研究会編著)を題材とした講演 会の開催等を通じて、地域住民や子どもたちが、地域の自然の変わりゆく姿や 自然と共生するくらしの有り様を振り返り、考える機会を提供します。	県立図書館に書籍を蔵書することにより、多くの県民に「鹿児島の100人、100の風景」を見てもらい、地域の自然の変わりゆく姿や自然と共生するくらしの有り様を振り返り、考える機会を提供した。	自然保護
〈主	な取組〉		
2	①生物多様性という言葉と意味を県民に浸透させるため、パンフレットや県ホームページ、facebook等での情報発信を進めるとともに、市町村や事業者、NPO等と連携した普及啓発に努めます。	生物多様性鹿児島県戦略の冊子及びパンフレットを各種会合等において配布するとともに、県ホームページに掲載し、県民等に対し情報発信した。県小工行会の自然と生物多様性」を活用し、鹿児島の自然環境や生物多様性に関する情報の発信に努めた。また、県民全体の生物多様性の保全再生に向けた気運を高めるため、県内において生物多様性の保全再生活動等を行う団体を支援するみんなの生物多様性サポーター支援事業を実施した。	自然保護
3	②市町村の生物多様性地域戦略の策定を促進するため、各種情報提供などの支援を行います。	環境主要施策等説明会(書面開催)において各市町村の担当 者に対し、各市町村においても生物多様性地域戦略を策定する よう要請した。	
4	③自然環境や地球環境など、環境に関する情報の収集・提供に努めます。	かごしまeco-netにより,環境学習プログラムや環境学習施設	地球温暖
		の紹介等,環境関連に係る情報発信を行った。	対策室
		 県公式facebook「かごしまの自然と生物多様性」を活用し、 鹿	白然保護
		児島の自然環境や生物多様性に関する情報の発信に努めた。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	L M PRIZ
-	④子どもたちに対する環境への意識高揚に努めます。		44.14.2日 四四
	C) ICOCOCAT ONE WASHINGTON CONTROL OF THE CONTROL O		対策室
6	⑤県民の緑化思想の普及啓発を推進します。	かごしまみどりの基金による緑の募金活動や、県民等が行う 森林整備及び緑化活動に対して支援を行った。	森づくり推課
	環境教育•学習		
【戦	略的な取組】		
7	生物多様性を理解するための体験的な学習の促進 人と自然(生物多様性)のつながりについて理解を深めるため、学校や地域で の生物多様性に関する教育と自然体験の機会の確保を図ります。また、鹿児島 県生物教員等ネットワークやNPO等の団体と連携を図り、教員や指導者に対す る指導マニュアル等の作成・提供等を通じて、生物多様性に関する学習の促進 に努めます。	鳥獣保護事業の一環として、愛鳥モデル校を指定し、その活動を支援する事により、野生鳥類の保護思想の普及を図った。	自然保護
		環境教育の研究協力校を指定し、環境教育の研究を進めるとともに、野生生物に関する専門家を派遣した。	義務教育
〈主	な取組〉	<u> </u>	
8	①学校において、地域の自然体験活動を通して、生態系や種の多様性への理解を深め、自然保護や環境保全への意識を高める学習を推進します。	各学校において、各地域の特色ある自然を生かした体験活動 を進めている。	義務教育
9	②屋久島環境文化研修センター等を拠点として、屋久島の自然や屋久島で営まれている生活・生産活動等を生かした自然体験型環境学習を推進します。	広く全国から参加者を募り、自然を体験したり環境文化を学ぶため、屋久島のフィールドを活用した自然観察や島内の方々との交流を行った。 <屋久島自然・文化体験セミナー> 開催回数:3回 参加者:41人	自然保護

	行動計画	①R2年度の実施状況	担当課
-3	参加·体験		
【 戦 田	格的な取組】 生き物を指標とした地域づくりの推進(「一村一生物」運動(仮称)) 市町村(自治会、学校等)ごとにシンボル(象徴/指標)となる生物を選定し、市民参加型でその生物の生息・生育環境を保全する活動を行う「一村一生物」運動(仮称)を促進し、自然と共生する地域づくりにつなげます。こうした取組は、既に各地の市町村や集落、団体、学校等で行われています。また、特定の種の保護だけでなく、その背景にある生物多様性も視野に入れた取組となるように促すとともに、先駆的な地域づくりにつながった事例の紹介などを通じて、このような取組を行う市町村等の拡大を図ります。この「一村一生物」運動では、地域の象徴的な在来生物だけでなく、伝統野菜、自然と関わる伝統文化・慣習なども対象とし、自治体に限らず、自治会や学校などでの取組も推奨します。	令和2年度は、南薩地域(薩南海岸県立自然公園の周辺)において、自然と人との関わり(環境文化(歴史、文化、活用の技術、生活の知恵など))のストーリー発掘のため、「聞き書き」を実施した。この「聞き書き」活動をとおして、地域で古くから伝わる、自然と関わる伝統文化や慣習、技術など、シンボルとなり得る素材の掘り起こしに繋がった。	自然保護
	な取組〉 ①地域住民が率先して、身近な水環境を保全する環境美化活動を促進します。	地域の自治会、ボランティア、NPO等による河川及び海岸の 定期的な清掃美化活動を促進するため、県管理河川の一定区 間において、年1回以上、定期的な草刈やゴミ拾いなどの清掃・ 美化活動等を行う団体等をみんなの水辺サポーターと認定し、 これらの団体(みんなの水辺サポーター)に対し、美化活動に使 用する物品の購入経費の補助等の支援を行った。	河川課
		地域の自治会、ボランティア、NPO、企業等による港湾及び海岸の定期的な清掃美化活動を促進するため、県管理港湾又は海岸の一定区間において、年1回以上、定期的な草刈やゴミ拾いなどの清掃・美化活動等を行う団体等をみんなの港サポーターと認定し、これらの団体(みんなの港サポーター)に対し、美化活動に使用する物品の購入経費の補助等の支援を行った。	港湾空港
12	②地域住民をはじめ、森林ボランティアや企業など多様な主体による森林づくり を進めます。	企業が行う森林づくり活動を支援した結果、2企業が森林整備 (除・間伐2.14ha)の森林づくり活動を実施した。	森づくり推課
13	③都市住民等のニーズを把握し、農山漁村地域が持つ魅力について情報発信するとともに、漁業等の体験型教育旅行の誘致や漁家等での宿泊体験などの取組を促進します。	ブルー・ツーリズムを導入する県内漁協の取組を支援するため、修学旅行等の受入等の際に必要となる安全対策等の経費(船舶検査費用、遊漁船業登録費用、乗客損害保険料)に対し助成を行った。 【R2:32隻】	水産振興
14	④観光客の自然志向や体験志向に対応し、自然とふれあいながら自然を学ぶエコツーリズムなど、 鹿児島の豊かな自然等を生かした体験型観光を促進します。	屋久島では、屋久島町、(公財)屋久島環境文化財団、地元集落で構成する「屋久島里めぐり推進協議会」により、全国から広 〈参加者を募り、自然環境に負荷を与えない屋久島の里地の暮らしや伝統文化等について体験できる「里のエコツアー」を実施 した。 参加集落:8集落 実施回数:71回 参加者数:342人	自然保護
		を美群島エコツーリズム推進協議会が策定した「奄美群島エコツーリズム推進協議会が策定した「奄美群島エコツーリズム推進な構想」に基づき、各島のエコツーリズム推進協議会が活動を実施したほか、エコツアーガイド認定制度に基づく講習や資質向上のための研修実施を通して、奄美のエコツーリズムの体制と質の強化を図った。	奄美世界 然遺産登 推進室
15	⑤豊かな自然を活用したエコツーリズムや森林・海洋療法などの「癒し」、里地 里山での暮らしなどの「自然との共生」をテーマにしたライフスタイルなどを情報 発信します。	(公財)屋久島環境文化財団と屋久島里めぐり推進協議会のホームページにより、屋久島で実施している里のエコツアーを通して、屋久島の里地の暮らしや伝統文化等を広く情報発信した。	自然保護
		奄美群島エコツーリズム推進協議会が策定した「奄美群島エコツーリズム推進全体構想」に基づき、各島のエコツーリズム推進協議会が活動を実施したほか、エコツアーガイド認定制度に基づく講習や資質向上のための研修実施を通して、奄美のエコツーリズムの体制と質の強化を図った。	奄美世界 然遺産登 推進室
16	⑥自然体験の場が失われた都市部等において、照葉樹林やビオトープなど、地域の人々が身近に自然と接することのできる場の創造に努めます。	世界自然遺産登録後の増大する観光客等に対応するため、 気軽に奄美の自然を体験できる施設として、奄美自然観察の森 (龍郷町)の再整備を支援した。	奄美世界 然遺産登 推進室, 即

	行動計画	①R2年度の実施状況	担当課
	人材育成 略的な取組]		
17		自然保護推進員や希少野生動植物保護推進員、外来動植物 対策推進員を設置し、地域の生物多様性の保全や持続可能な 利用等を促進した。 また、県民全体の生物多様性の保全再生に向けた気運を高 めるため、県内において生物多様性の保全再生活動等を行う 団体を支援するみんなの生物多様性サポーター支援事業を実 施した。	自然保護課
(な取組〉		
	①自主的な環境学習や環境保全活動に対し、環境学習指導者人材パンクの充 実や活用促進を図ります。	県内各地で環境学習指導を行っている有資格者等の情報をホームページ上で広く、県民に情報提供した。 (令和2年度末で29人が登録)	地球温暖化 対策室
19	②漁村の文化や地場水産物などの地域資源を把握し、これらの資源を活用するための条件整備を図るとともに、地域が一体となったブルー・ツーリズムの推進体制づくりを促進します。また、農林業や観光関連産業との連携強化による多様なネットワークやメニューづくりを行います。	ブルー・ツーリズムを導入する県内漁協の取組を支援するため、修学旅行等の受入等の際に必要となる安全対策等の経費(船舶検査費用,遊漁船業登録費用,乗客損害保険料)に対し助成を行った。 【R2:32隻】	水産振興課
20	③屋久島や奄美群島などにおける認定ガイドの育成の取組を支援します。	屋久島町において、認定ガイドのうち、申請があった者を「屋 久島公認ガイド」として屋久島町が認定し、その利用を推進する 条例が制定された。 R2年度末現在75名の公認ガイドが認定されているところであ る。 また、エコツーリズム推進協議会への出席等を通じて、認定ガイド制度の運用支援を行った。	自然保護課
		奄美群島エコツーリズム推進協議会において「奄美群島エコツアーガイド認定制度」を運用し、救命救助法、ガイド技術等の講習を実施した。 - (認定ガイド数(令和2年度末現在)>・奄美大島 79名 - 喜界島 7名 - 徳之島 18名 - 沖永良部島 13名 - 与論島 16名	

	行動計画	①R2年度の実施状況	担当課
₹2	重要地域を保全し,自然のつながりを取り戻すための取組		
:-1	重要地域の保全		
【戦	略的な取組】		
21	県立自然公園総点検と生物多様性保全の観点からの自然公園の指定推進生物多様性保全の面から現行の県立自然公園の総点検を行うとともに、新たに、生物多様性保全上重要な地域を科学的に抽出し、保護地域に指定されていない場合は、県立自然公園に指定して保全を図ります。国による国立公園、国定公園の指定と合わせて、県内の自然公園の県土面積に対する指定割合を全国平均並みに向上させるよう努めます。	県立自然公園総点検のギャップ分析により抽出された重要地域のうち、三島において、関係機関への協議等を行い、県立自然公園の新規指定に向けた調整を行った。 また、薩南海岸について新規指定に係る最終調整を行った。	自然保護課
〈主	 な取組〉		
(1)	自然環境保全地域等		
22	生物多様性の保全上,極めて重要な原生的自然については,自然環境保全地域,原生自然環境保全地域や森林生態系保護地域等の各種制度による行為規制を的確に運用し、核となる生態系として維持を図ります。また、増えすぎた鳥獣などによって生態系が損なわれている場合は、必要に応じて生態系の維持回復の措置を講じます。	鹿児島県自然環境保全条例に基づき, 開発行為に係る行為 規制(届出)を適切に行った。	自然保護課
	自然公園		
23	①生物多様性保全の屋台骨である自然公園については、その特性や社会情勢等の変化を踏まえ、国等の関係機関と連携しつつ、公園区域や公園計画の見直しを行い、保全が必要な地域については、自然公園に編入・指定します。	県立自然公園総点検のギャップ分析により抽出された重要地域のうち、三島において、関係機関への協議等を行い、県立自然公園の新規指定に向けた調整を行った。 また、薩南海岸について新規指定に係る最終調整を行った。	自然保護課
24	②鹿児島の個性的な自然風景や生物多様性が損なわれることのないよう、審査基準に基づき、適切な行為規制を実施します。また、外来生物や増えすぎた鳥獣によって生態系が損なわれている場合は、必要に応じて、生態系維持回復事業などを導入し、生物多様性の質の低下を防止します。また、過去の開発等によって、自然公園の生態系が損なわれている場合は、関係機関との連携により自然再生事業の導入について検討します。	自然公園法及び県立自然公園条例に係る許認可を審査基準に基づき行った。	自然保護課
25	③利用者が著しく集中し、植生荒廃などの課題により、その場所の生物多様性	自然環境の保全と自然との多様なふれあいの場等の整備を	観光課
-3	や自然公園としての利用環境に悪影響が生じている場合は、適切な施設の整備や利用調整の導入を行うなど、自然環境の保全と自然公園にふさわしい自然	行った。	
	備や利用調金の導入を行うなど、自然環境の株宝と自然公園にふさわしい自然体験の機会の提供を図ります。	屋久島国立公園及び吹上浜金峰山県立自然公園において, 車両等乗り入れ規制による利用調整を実施した。	自然保護課
26	④県内には、霧島錦江湾国立公園、屋久島国立公園、雲仙天草国立公園が指定されており、奄美群島が国立公園に指定されれば、本県は、北海道に次いで2番目に多い、4箇所の国立公園を有することになります。これらの地域には、県内で見られる代表的な自然環境が含まれていることから、こうした4つの国立公園を有する地域をモデル地区として、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する普及啓発等を推進します。	 屋久島では、屋久島町、(公財)屋久島環境文化財団、地元集	自然保護課

	行動計画	①R2年度の実施状況	担当課
(3)	鳥獣保護区		
27	鳥獣の保護・繁殖を図る必要がある地域を、鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区に指定し、また、鳥獣の繁殖地や集団渡来地等、特に保護する必要がある地域を特別保護地区に指定するなど、行為規制や保全事業を推進します。		自然保護課
(4):	│ 生息地等保護区		
28	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定された生息地等保護区(藺牟田池)に加え、「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、指定希少野生生物の保護を図るため、必要に応じて生息地等保護区を指定し、行為規制や保全事業を推進します。	県のレッドデータブックを活用し、鹿児島県希少野生動植物の 保護に関する条例に基づく生息地等保護区の指定の要否について検討を行った。	自然保護調
(5)	│ 天然記念物		
29	「文化財保護法」で指定された国指定天然記念物の保護を図るとともに、「鹿児島県文化財保護条例」に基づき、必要に応じて県指定天然記念物として指定し、その保護を図ります。	文化財保護法及び鹿児島県文化財保護条例に基づき、指定を進めるとともに、関連して教育事務所や市町村と連携し、指定天然記念物に対する保護を目的に、現状変更等の厳正化を図っている。また、県文化財保護指導委員を全県下に計30名配置し、その巡視により天然記念物の保護を図った。	文化財課
(6)	」 ラムサール条約湿地		
30	陸と水の接点であり、多種多様な生物が集まる重要な生態系である「ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)湿地」について、国や地元市町村、関係団体等と連携して、湿地やそこに生息・生育する野生生物を保全し、持続的に利用するための取組を推進します。	ラムサール条約登録湿地である屋久島の永田浜におけるウミガメの保護及びその産卵・孵化環境の保全と、当該地域の適正な利用のあり方を検討することを目的に、屋久島町が設置した「ウミガメ保護利用専門部会」において、永田浜での観察ルールに基づき、観察者等に対する指導等を実施した。	自然保護認
(7):	 生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)		
	自然と人間社会との共生に重点を置いたユネスコのMAB(Man and Biosphre: 人と生物圏)計画に基づいて、1980年、生物圏保存地域(Biosphere Reserve)に登録された屋久島については、2008年の「マドリッド行動計画」に基づく登録地域の見直し作業が必要であることから、こうした作業を支援・促進するとともに、屋久島環境文化村構想の推進を通じて、自然を活用した産業や農作物の価値を高める取組、環境教育の充実など、人間と自然との共生の取組を進めます。	平成28年3月20日に屋久島・口永良部島ユネスコエコパークの拡張登録が決定したところであり、屋久島町が、県の特定離島ふるさとおこし推進事業を活用し、地域資源の観光利用や開発行為についてのガイドラインとなる「生物圏保存地域(BR)管理運営計画」の策定に取り組んでいるところ。	自然保護認
(8)	ジオパーク		
32	県内におけるジオパークは、その多くが自然公園地域と重複しているため、自然公園の管理と整備を通じた魅力の向上を図ります。また、県内における世界ジオバークの認定を目指した取組を支援します。	霧島ジオパークの世界ジオパークの認定に向けて、関係市町等で構成する霧島ジオパーク推進連絡協議会が行う、世界ジオパークの認定に必要な取組を支援した。 (R2年度) 国際会議参加	地域政策
		自然公園法及び県立自然公園条例に係る許認可を審査基準 に基づき行った。	自然保護部

		行動計画	①R2年度の実施状況	担当課
2	-2	自然再生と生態系ネットワークの形成		
		略的な取組】		•
	33	奄美群島世界自然遺産の登録予定地周辺での緩衝機能の強化(生態系ネットワークの強化) 世界自然遺産の候補地となっている奄美大島及び徳之島において、登録予定 地周辺の緩衝機能の強化を図るため、リュウキュウマツ人工林の照葉樹林化など、森林再生に向けた取組を促進し、生物多様性の向上と生態系ネットワークの強化を進めます。	ある中、リュウキュウマツの枯損木伐倒・除去を行うことにより、	大島支庁林 務水産課
	/±:	な取組〉		
		①県民の生活に密接な関わりを持つ里山等の森林で、生活環境や生物多様性等の保全に不可欠な森林、優れた自然景観を形成する森林等については、森林の構成を維持しつつ、広葉樹の導入など樹種の多様性を増進する施業を推進します。	森林の有する多面的な機能を発揮させるため間伐等を実施した。	森林経営 課, かごしま 材振興課
	35	②自然災害やオニヒトデによるサンゴの捕食被害など、非人為的に自然環境が悪化した地域については、自然のもつ復元能力を極力活用しながら、必要に応じ、植生の保全・再生対策や景観の保全・修復対策を実施します。	良好なサンゴ礁を重点ポイントとして選定し、効果的なオニヒト デ駆除及びモニタリング調査を実施した。 令和2年度に37匹のオニヒトデを駆除した。 (R元実績:59匹)	自然保護課
	36	③薬場造成手法や食害防除技術の開発を推進するとともに、漁業者等が取り組む薬場の回復活動への支援・指導により薬場・干潟の維持・造成を進めます。	県内各地の藻場モニタリング調査、造成試験と食害対策試験 を実施し、藻場造成手法の開発を行った。	水産振興課
	37	④農業用用排水路やため池については、地域住民の理解・参画も得ながら、生態系に配慮した整備を推進します。	R2での実績はないが、これからも管理者を含めた地元住民と協議しながら、整備を行っていきたい。	農地保全課
	38	⑤生態系ネットワークの形成(再生)の観点から、自然再生を行うことが効果的な場所を科学的に抽出し、関係機関への情報提供を行うことなどにより、効果的な自然再生の推進を図ります。	県庁内各課で構成する「生物多様性鹿児島県戦略推進会議」 において、生物多様性に関する各分野の情報共有などを図った。	自然保護課
2	-3	多様な生態系の保全と回復		
	【戦	略的な取組】		
	39	渡り鳥のフライウェイの保全と越冬地分散 国際的に行き来する、渡り鳥のフライウェイ(渡り鳥の道)を安定的に維持するため、現在の飛来地の保全を図るとともに、一箇所への集中による様々な悪影響を避けるため、ねぐらとなる水辺や湿地の再生など、越冬地を分散させる取組を促進します。	ツルの集中化の改善と農作物の被害軽減のため、出水市東 干拓地区において、 ・ツル休遊地の借り上げ ・目隠し網、設置用資材の購入・設置 ・休遊地内のツルへの小麦給餌 ・ツル羽数調査 ・ツル渡去後の休遊地周辺農地の復旧等 を行った出水市に対して、事業費の2分の1の補助を行った。	自然保護課
	く主な	な取組〉		
		田園・里地里山・森林		l
	40	①里地·棚田等の維持保全活動を促進し、豊かな自然環境を有する地域づくりを促進します。	都市住民等に棚田保全活動への参加を促すため、棚田カードの作成・配布や、紹介パネルの展示など関連情報を広く発信した。 また、住民組織が行う保全活動を支援するため、人材育成研修会を開催するとともに、保全活動に要する経費の一定額を13組織に助成した。 指定棚田地域の指定に向けた取組を支援した。	農村振興課
	41	②県民の生活に密接な関わりを持つ里山等の森林で、生活環境や生物多様性等の保全に不可欠な森林、優れた自然景観を形成する森林等については、森林の構成を維持しつつ、広葉樹の導入など樹種の多様性を増進する施業を推進します。【再掲】		森林経営課, かごしま材振興課
	42	③地域全体で維持していくことが必要と認められる里山の森林などについては、 雑木竹林の伐採整理など、適正な整備・保全を推進します。	景観の保全・防災等の観点から森林環境の保全を図るため、 幹線道路等の沿線や集落周辺の荒廃した竹林・雑木林の整備 を2市町で1.36ha実施した。	森づくり推進課

	行動計画	①R2年度の実施状況	担当課
43	④地域特性や立地条件を生かした森林整備や遊歩道,標識などの付帯施設整備を推進します。また、水源かん養機能等の公益的機能を発揮させる必要のある森林については、保安林に指定し、保全と適切な整備を推進します。	地域住民等が共同して行う下草刈りや階段補修等の地域活動を3ヵ所,高齢木の択伐等を行う更新伐を24㎡実施した。	森づくり推進課
44	⑤松くい虫等による森林被害を防止するため、関係市町村との連携のもと、被害木の伐倒駆除等を実施し、森林の保護を図ります。	保安林等の公益的機能の高い重要な松林を対象に特別防除 742ha, 地上散布137haによる予防措置のほか, 被害木の伐倒 駆除580㎡を実施した。	森づくり推進 課
45	⑥そのほか、長い年月にわたる人と自然との関わりにより形成されてきた里地 里山の豊かな自然環境の保全に努めます。	「地球環境を守るかごしま県民運動推進会議」を推進母体として、県民・事業者・行政が一体となって環境保全の実践行動を行った。電気・水・燃料などの省エネ活動の普及啓発のため、毎月5日を「エコライフデー」に設定し、県ホームページやチラシ・リーフレットを作成し、情報発信を行った。	対策室
		農業農村整備事業の計画段階において「環境情報協議会」を 開催し、事業に伴う環境への配慮事項について学識経験者等 から意見を伺ったうえで事業を実施した。	農地整備課農地保全課
	河川・湖沼 ①特に自然の状態で保全されている水辺は、可能な限り適正に保全します。	瀬や淵や水際部は、川の営みによって形成され、生物の重要な生息、生育の場となっており、いずれも多様で豊かな河川環境を形成するために欠くことのできない重要な要素であるため、それらを保全・創出するための整備を住用川(奄美市)等で実施した。	河川課
47	②多様な自然環境に配慮した渓流づくりを行い、自然環境との調和を図ります。	環境と防災事業の調和に配慮するため、環境影響調査を1箇所実施中である。	砂防課
48	③公共用水域(河川、湖沼)及び地下水の水質保全を図るために常時監視を実施し、水質汚濁に係る環境基準の達成維持に努めます。	環境基準類型指定水域の37河川43水域,4湖沼4水域,その他の水域11河川1湖沼(鹿児島市,鹿屋市,国土交通省調査分を含む。)について水質調査を実施した。 健康項目については72地点で調査を行った結果,全てが環境基準を達成した。 生活環境項目(BOD, COD)については47水域のうち2水域で環境基準を達成していないが、全般的に水質は良好である。	環境保全課
49	④池田湖については、その水質を将来にわたって良好に保全するため、池田湖水質環境管理計画に基づき、畑地かんがいに係る導水管理や生活排水対策等により窒素、りん等の削減を図るなど総合的な水質保全対策を推進します。	第4期池田湖水質環境管理計画に基づき、南藤畑地かんがい事業に伴う池田湖への注水管理の徹底をはじめとする発生源対策や啓発活動など、総合的な水質保全対策を実施した。計画の推進にあたっては、庁内連絡調整会議の開催や関係市との連携により事業者や地域住民の水質保全意識を高めた。また、現計画が令和2年度に終期を迎えることから、所要の調査を実施し、これまで推進してきた第4期までの計画を発展的に継承した「池田湖水質環境管理計画」を新たに策定した。	課, 生活排水対 策室
		池田湖水質環境保全対策協議会(県,指宿市,南九州市)に対 し、負担金を拠出し支援。協議会において水質調査や池田湖普 及啓発イベントを実施するなど、県民の水環境保全意識の啓発 を図った。	環境保全課
50	⑤住民団体や事業者団体、県、市町村等で構成する協議会等の活動を通じ、 地域住民等が率先して身近な水環境を保全する環境美化活動を促進します。	地域の自治会、ボランティア、NPO等による河川及び海岸の定期的な清掃美化活動を促進するため、県管理河川の一定区間において、年1回以上、定期的な草刈やゴミ拾いなどの清掃・美化活動等を行う団体等をみんなの水辺サポーターと認定し、これらの団体(みんなの水辺サポーター)に対り、美化活動に使用する物品の購入経費の補助等の支援を行った。	
		池田湖水質環境保全対策協議会(県, 指宿市, 南九州市)に対し、負担金を拠出し支援。協議会において水質調査や池田湖普及啓発イベントを実施するなど、県民の水環境保全意識の啓発を図った。	環境保全課

	行動計画	①R2年度の実施状況	担当認
51	⑥生活排水対策については、家庭における自主的な汚濁負荷低減の実践活動を促進するための普及啓発を推進します。	各種イベント等を通じて家庭における自主的な実践活動を促進するための普及啓発を行った。	環境保全課, 生活排水策室
(3);	 		
	①砂浜・干潟、 藻場などの自然海岸は、可能な限り適正に保全するとともに、当該地域の環境浄化能力や多様な生物の生息・生育環境の確保に努めます。	藻場, 干潟, 浅海域の環境保全活動に取り組む活動組織に対し, 支援, 指導を行った。	水産振興
53	②サンゴ礁を保護するため、オニヒトデやシロレイシガイダマシの駆除、赤土等 流出防止対策に努めます。	表土等流出防止対策啓発として、新聞広告やコミュニティFMを活用したラジオCMを行っている。	大島支庁 務企画課
54	③特に、奄美群島における赤土等流出を防止するため、赤土等流出防止対策 方針等に基づく各種対策を促進するとともに、防止対策、防止技術等の情報交 換を図ります。	国, 県, 市町村等関係機関が一体となって赤土等流出防止対策について協議・推進するための協議会を設置し, 書面会議を行っている。	大島支庁 務企画課
		畑地帯総合整備事業や水質保全対策事業により、沈砂池等の設置を行い土砂流出対策を実施した。 赤土等の流出を防止するため、ほ場の排水路やため池等の沈砂池に堆積した土砂の排除作業など水土里サークル活動を通じた取組を支援した。	農地整備農村振興
55	④藻場等に悪影響を及ぼす食害動物について、漁業者等による漁獲とその有効利用を促進することにより、海藻の食害被害を低減します。	藻場保全活動に取り組む活動組織等に対し、食害の防除や 食害生物の有効利用等について支援、指導を行った。	水産振興
56	⑤船舶等からの油流出、ゴミや流木の漂流・漂着、桜島の火山活動で生じる軽石の沿岸域への流入による漁業被害等を軽減するため、漁業者等が実施する清掃及び水産資源の保護などの海面環境保全活動を支援するとともに、水域環境の保全等に関する普及啓発を図ります。	海岸漂着物等の清掃活動に取り組む活動組織等に対し支援、指導を行った。	水産振興
		桜島の火山活動で生じる軽石の沿岸域への流入による漁業 被害等を軽減するため、清掃活動に必要な経費を助成した。	
		油流出等の油濁事故に関して、被害漁業者の救済を図る一般 財団法人に対し、負担金を拠出した。	
		桜島の火山活動で生じる軽石の沿岸域への流入による漁業 被害等を軽減するため、清掃活動に必要な経費を助成した。	
		油流出等の油濁事故に関して、被害漁業者の救済を図る一般 財団法人に対し、負担金を拠出した。	
57	⑥管理者による漁港の維持管理に加え、県民の共生・協働(ボランティア)による、漁港内の清掃や臨港道路の植栽管理等を推進します。	地元住民、漁協、観光協会等による、漁港内の清掃活動や臨 港道路の草木の伐採等(ボランティア)を行った。	漁港漁場

	行動計画	①R2年度の実施状況	担当課
	⑦港湾については、環境の保全・再生・創出を推進し、水際については親水性 に配慮することにより、憩いの場・にぎわいの場の創出を推進します。	重要港湾において、県民や観光客の憩いと潤いの空間として、また、災害発生時の対応空間としても活用できる緑地の整備を行った。	港湾空港調
	⑧鹿児島湾については、「美しい錦江湾を明日の世代へ」を基本理念とした鹿児島湾ブルー計画に基づき、生活排水対策や水産養殖対策などを推進し、水質保全目標の達成維持を図るとともに、良好な水環境や水辺空間の保全に努めます。	「鹿児島湾ブルー計画」に基づき、生活排水対策など発生源対策については、庁内連絡調整会議や「鹿児島湾水質保全推進協議会(県、湾域市町、住民団体、事業者団体等)」の開催により、各関係機関と連携を図りながら推進した。各種イベント等の中で、鹿児島湾ブルー計画の啓発用パネルの展示、啓発用資料の配布を行うなど水質保全に対する意識を高めた。また、令和元年度に実施した鹿児島湾水質等総合調査の結果等を踏まえ、環境保全対策を中心とした鹿児島湾ブルー計画の修正を行った。	策室
		養殖漁場の持続的利用が図られるよう, 県内養殖漁場(鹿児島湾は4漁場)の環境調査を実施した。	水産振興調
	⑨住民団体や事業者団体、県、市町村等で構成する協議会等の活動を通じ、 地域住民等が率先して身近な水環境を保全する環境美化活動を促進します。 【再掲】	鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会(県、姶良市、霧島市、 垂水市,住民団体,事業者団体)に対し,負担金を拠出し支援し た。水質調査体験セミナー等の開催により,県民の水環境保全 意識の啓発を図った。	環境保全認
	⑩生活排水対策については、家庭における自主的な汚濁負荷低減の実践活動を促進するための普及啓発を推進します。【再掲】	各種イベント等を通じて家庭における自主的な実践活動を促進するための普及啓発を行った。	環境保全課, 生活排水交 策室
	①公共用水域(海域)の常時監視を実施し、水質汚濁に係る環境基準の達成維持に努めます。	環境基準類型指定水域の8海域24水域について水質調査を 実施した。 健康項目は30地点で調査を行った結果、全てが環境基準を達成した。 生活環境項目(COD)については24水域のうち6水域で環境基準を達成していないが、全般的に水質はおおむね良好である。	環境保全部
(4)	 都市		1
	①地域に親しまれ、地域全体で維持していくことが必要と認められる都市近郊の森林などについては、雑木竹林の伐採整理など適正な整備・保全を推進します。	景観の保全・防災等の観点から森林環境の保全を図るため、 幹線道路等の沿線や集落周辺の荒廃した竹林・雑木林の整備 を2市町で1.36加実施した。	森づくり推設
64	②都市地域における緑の中核拠点であり、良好で快適な環境を形成する都市 公園等の整備を促進します。	北薩広域公園(歴史ゾーン)の整備に向けて園地実施設計を 行った。	都市計画部
	③公共施設の緑化を積極的に推進するとともに、緑化に当たっては、風土に合った樹種の植栽等により生物の生息・生育に適した環境となるよう配慮します。	国道269号, 下里湊宮ヶ浜線, 鹿児島中央停車場線, 日当山 敷根線, 西之表南種子線において道路植栽を行った。	都市計画記
		- 県立鹿児島中央高校において、張り芝の植栽を行った。	建築課
		県営松陽台第二団地第6-2期工事(鹿児島市)において、サツ キツツジ、アラカシ等の植栽を行った。	住宅政策3

	行動計画	①R2年度の実施状況	担当誤
₹3	生物多様性情報を蓄積し、科学的に生態系を管理するための 取組		
-1	生物多様性情報の収集・蓄積・共有		
	略的な取組】		
66	生物多様性に関する情報収集拠点と情報ネットワークの形成 生物多様性の調査・研究活動を行っている大学等の研究者や同好会等のア マチュア研究者による調査活動を活発にするとともに、得られた情報を収集・蓄 積し、共有・活用するために必要な拠点機能の整備・充実を図ります。また、そ の上で、県立博物館やビジターセンター等の自然学習施設、各地で活動を行う NPO等と連携し、地域別、島嶼別に生物多様性情報を収集するネットワークの 構築を図ります。	県内各地域へ希少野生動植物保護推進員を設置し、また、奄美大島においては、国・県・市町村等の関係機関で構成する奄美群島希少野生生物保護対策協議会と、地元の4自然保護団体との間で平成23年に締結した希少野生動植物の保護に関する協定に基づき、希少野生動植物の生息情報の収集や保護活動を行った。	自然保護
		自然公園のある市町村に設置する自然保護推進員からのパトロール結果等に基づく県や市町村への報告により、情報収集を図っている。	
		県自然保護課、県立博物館と連携し、情報収集に努めた。	文化財課
		・ 天然記念物や絶滅危惧種等が生息している地域において、環境の変化等により生息数が変化している。そこで、外来種を含めて全県的に資料収集や調査研究を進め、企画展や研究報告等で紹介、報告を行った。 ・ 喜界島で移動博物館を開催し、郷土の自然について展示を行った。 ・ 「外来種」「山」「標本」をテーマにした企画展を行った。 ・ 希少動物に関する啓発を行うために、アマミイシカワガエルの生体展示を継続中である。	県立博物
(主	な取組〉		
67	①県内の様々な調査データ等を踏まえ、生物多様性の保全上重要な地域を科学的に抽出し、その情報を関係部局で横断的に共有を図ることで、本県が実施する諸事業による環境への影響の低減を一層推進します。	県庁内各課で構成する「生物多様性鹿児島県戦略推進会議」 において、生物多様性に関する各分野の情報共有などを図った。	自然保護
		世界自然遺産推薦地である奄美大島、徳之島における公共 事業の環境配慮指針の運用を支援するため、公共事業環境配 慮アドバイザー10名(徳之島)の登録を行ったほか、当該アドバ イザーの派遣実績等を関係機関へ情報提供するとともに当該 指針の運用に努めるよう依頼した。 また、奄美大島及び徳之島の建設業協会へ当該指針等につ いて、説明を行い、会員への周知を依頼した。	奄美世界 然遺産登 推進室
68	②県レッドデータブックの改訂作業を通じて、最新の生物多様性情報を収集・蓄積し、書籍として発行することにより、情報の共有化を図ります。	平成28年3月に県レッドデータブックの改訂を行った。 ※R2は改訂なし。	自然保護

	行動計画	①R2年度の実施状況	担当課
-2	外来種への対応		
【戦闘	略的な取組】		
70	総合的な外来生物対策の推進 県内における外来生物の侵入状況や被害の発生状況を把握し、今後、新たな侵入が予測される種も含めて、庭児島県版の外来生物リストを作成します。また、被害の重大性や分布拡大の可能性を踏まえて、優先的に対策を講じることが必要な侵略的な外来生物を選定し、その侵入予防や防除を促進するなど、総合的な外来生物対策を推進します。	・平成30年1月に外来種対策検討委員会を開催し、侵入初期の 外来種の防除や鹿児島県外来種リストの改訂の検討などを実施した。 ・平成31年3月に指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例及び施行規則を制定した。 (平成31年4月1日施行) ・令和元年10月に県条例に基づく指定外来動植物被害防止基本方針を策定した。 ・県条例に基づき、令和2年度までに指定外来動植物20種の指定を行った。 ・総合的な外来種対策の推進を図るため、各市町村に外来動植物対策推進員を設置した。	自然保護
く主な	な取組〉		ļ
71	①外来生物対策は早期発見, 早期対応が重要であることから, 広く市町村, 県民等に注意喚起を行うとともに, 既に県内に侵入している侵略的な外来生物については, 優先順位をつけ, 関係者との連携のもと, 防除を推進します。	県ホームページ内において、県内に侵入、又は侵入の恐れのある外来生物について普及・啓発を実施。アフリカツメガエル等の侵入初期の外来種について専門家と協力し防除を実施した。	自然保護
72	②多くの野生生物には分布の南限、北限があり、さらに本県は島嶼部が多いことから、県内に普通に存する在来生物であっても、その本来の生息・生育域を越えての移動について注意が必要です。そのため、外来生物対策について広く県民に普及啓発を行います。	パンフレット等を作成し、県条例の内容や条例に基づく指定外来動植物の取扱いについて、普及啓発を行った。	自然保護
73	③国において、平成34年度までの完全排除を目指して防除が進められている 奄美大島のマングース対策については、国、県、地元市町村などで構成する 「奄美群島希少野生生物保護対策協議会」を通して、必要な協力を行います。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会(奄美大島・徳之島) を開催した。	自然保護
74	④奄美大島においては、野生化ヤギが生態系に影響を及ぼしている可能性があることから、生息状況調査を行い、科学的・順応的な捕獲対策を促進します。また、本県が平成21年度から進めてきた県本土でのマングース対策については、既に根絶状態にあると考えられていますが、住民の協力を得て監視を継続し、万一、確認された場合には速やかに防除を実施します。	野生化ヤギ対策については、狩猟者へのアンケートを実施し、 生息分布状況の把握に努めた。	自然保護
75	⑤法面緑化に用いられる緑化植物が、外来種として問題を生じさせる事例もあることから、生物多様性保全上重要な地域では、周辺からの在来植物の自然侵入を待つ法面工を採用するなど、必要な配慮を行います。	関係機関へ「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮 指針」の運用に努めるよう依頼した。	奄美世界 然遺産登 推進室
76	⑥島嶼部においては、ペットである飼い猫が野生化してノネコとなり、希少種の捕食など、深刻な生態系被害をもたらしていることから、新たなノネコを生みださないよう、市町村等による適正飼養の取組を促進・支援します。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会の部会として設置されている「ノイヌ・ノネコ対策検討会」等において、奄美大島5市町村及び徳之島3町の適正飼養に係る取組を支援した。	自然保護

	(1)		担当
-3	野生生物等の保護管理		
【戦	略的な取組】		
77	鳥獣の科学的管理の推進 深刻な農林業被害や生態系被害をもたらしているニホンジカ等の鳥獣の適正 管理を行うため、生息密度や個体群成長率、捕獲場所や被害の発生状況など について科学的なデータの蓄積と解析に努め、鳥獣の生息環境管理と同時に、 効果的な捕獲対策の推進を図ります。また、「鳥獣管理の将来ビジョン」に基づ き、鹿児島の実情に応じた効率的な捕獲手法の確立と、科学的知見や捕獲技 術を有する専門的捕獲従事者による新たな捕獲体制の整備を進めます。	専門的捕獲従事者等育成のための研修やニホンジカ、ヤクシカ、イグシの生息密度調査を実施した。 講習会 2回:19名 また、特定鳥獣保護管理検討委員会において特定鳥獣(ニホンジカ・ヤクシカ・イノシシ)による農林業被害とその捕獲数について報告し、第二種特定鳥獣管理計画の内容について諮った。	自然保証
〈主	」 な取組〉	<u> </u>	
(1)	鳥獣の保護管理		
78	①ニホンジカなど著しく増加等している地域個体群について、特定鳥獣保護管理計画を策定し、「鳥獣管理の将来ビジョン」を踏まえて、その生息地管理等も含めた科学的対策を促進します。	特定鳥獣保護管理検討委員会において特定鳥獣(ニホンジカ・ヤクシカ・イノシシ)による農林業被害とその捕獲数について報告し、第二種特定鳥獣管理計画の内容について諮った。	自然保護
79	②捕獲従事者のすそ野を支える狩猟者の増加を図るため、普及啓発の取組を 促進します。	狩猟免許試験実施について県のHP及び新聞広告により周知を図った。 また、初心者に対して、狩猟読本及び例題集の無料配布を実施した。	自然保証
80	③被害農家自らによる捕獲を促進するため、農家等のわな猟初心者の捕獲技術向上を推進します。	わな猟初心者の捕獲技術向上を図るため、県猟友会に業務 委託して、わな猟免許を新たに取得した被害農家等を対象に、 座学と実技を内容とする研修会を開催し、被害農家自らによる 有害鳥獣の自衛的な捕獲活動への取組を促進した。 ※ 受講者・・・・座学:115人、実技:125人	農村振卵
81	④市町村鳥獣被害防止計画に基づく取組の実践的活動を担う, 市町村鳥獣被害対策実施隊の設置を推進します。	鳥獣被害防止計画を作成している41市町村のうち40市町村に 鳥獣被害対策実施隊が設置されており、うち23市町村で民間隊 員が加入し、活動している。	農村振卵
82	⑤傷病野生鳥獣については、指定診療施設等の協力を得てその保護に努めます。	公益財団法人鹿児島県獣医師会と傷病鳥獣の保護に関する 契約を締結し、26箇所の指定診療施設において、153件の鳥獣 の保護を行った。	自然保護
83	⑥野鳥の高病原性鳥インフルエンザについては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(平成23年環境省)等を踏まえ、国等の関係機関と連携し、年4回の糞便採取調査による野鳥の感染状況の調査、監視、情報収集に努めるとともに、検査体制や緊急時の連絡体制の充実を図ります。		自然保護
(2):	ー 希少野生生物の保護	1	
84	①県レッドデータブックを活用し、希少野生生物の保護対策を検討するととも に、希少野生生物について県民や事業者に広く普及啓発を図り、自然保護思想 の高揚に努めます。	普及啓発用パンフレットを作成・配布し、希少野生動植物保護 意識の醸成に努めた。	自然保證
85	②希少鳥獣の繁殖地や集団渡来地等,特に保護する必要がある地域を鳥獣保護法に基づき,鳥獣保護区特別保護地区に指定し,また,指定希少野生動植物の保護のため必要があると認められる区域を「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき生息地等保護区に指定し,行為規制や保全事業を推進します。【再掲】	て、検討を行った。	自然保護

	行動計画	①R2年度の実施状況	担当記
86	③「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」の運用に当たっては、この条例に基づく捕獲等の禁止の対象となる指定希少野生動植物や商業的にその個体を繁殖させることができる特定希少野生動植物の指定、野生動植物の生息状況調査などを行うほか、希少野生動植物保護推進員を中心とした保護監視活動に努めます。【再掲】	希少野生動植物保護推進員を設置し、希少野生動植物の保護監視に努めた。 「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、「アキザキナギラン」、「クマガイソウ」、「イワザクラ」を指定希少野生動植物に指定した。 令和3年4月には、「ヤシガニ」、「リュウキュウサワガニ」、「イワギリソウ」、「ヤマシャクヤク」、「サルメンエビネ」を指定した。	自然保護
87	《天然記念物に指定されている希少種や絶滅のおそれのある野生動植物については、「文化財保護法」や「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、「鹿児島県文化財保護条例」、「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を適正に運用するとともに、文化財保護指導委員、希少野生動植物保護推進員等の協力を得ながらその保護に努めます。【再掲】	希少野生動植物保護推進員を設置し、希少野生動植物の保護監視に努めた。	自然保護
		文化財保護法及び鹿児島県文化財保護条例に基づき,指定を進めるとともに、関連して教育事務所や市町村と連携し,指定天然記念物に対する保護を目的に、現状変更等の厳正化を図っている。また、県文化財保護指導委員を全県下に配置し、その巡視による天然記念物の保護を図った。	文化財課
88	⑤出水地方に渡来するツルについては、県ツル保護会等と連携し、越冬地の保全や給餌を通じた保護活動を行うとともに、越冬地分散に向けた取組を進めます。	ツルの集中化の改善と農作物の被害軽減のため、出水市東 干拓地区において、 ・ツル休遊地の借り上げ ・目隠し網、設置用資材の購入・設置 ・休遊地内のツルへの小麦給餌 ・ツル羽数調査 ・ツル波去後の休遊地周辺農地の復旧等 を行った出水市に対して、事業費の2分の1の補助を行った。	自然保護
89	⑥県内の海岸に上陸するウミガメについては、関係市町村と連携して、ウミガメ 保護条例に基づき、ウミガメ保護監視員の設置と監視活動等を通じて、保護に 努めます。	ウミガメ保護監視員を設置する市町村に補助を行い、監視活動を通じてウミガメ保護を図っている。 令和2年度は、県全体で3,640回の上陸,1,981回の産卵を確認した。	自然保護
90	⑦霧島地区にのみ生育する固有種であるノカイドウについては、その天然更新を促進するため、シカによる食害防止対策等を講じるとともに、森林技術総合センター等における生息域外保全の取組を進めます。	環境省、霧島市、森林管理署等で情報共有を図るとともに、現 地調査を実施した。 令和2年度末での自生地における生存個体は224本確認した。	自然保護
91	⑧奄美群島における野生生物については、奄美の生態系保全の拠点となる奄美野生生物保護センターを活用するとともに、貴重な野生生物の保護のための調査研究や普及啓発等を促進します。	「奄美自然体験活動推進協議会」を設置し、奄美地域の自然環境の保全・普及啓発に努めた。	自然保護
(3)	 動物の愛護と適正な管理	1	1
92	①動物によるトラブルを未然に防ぐため、飼い主のモラル向上について啓発活動を行います。	県ホームページ上での情報提供等により県民等に対し、動物 愛護思想や適正飼養の普及啓発に関する情報発信を実施した。	生活衛生
93	②動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養方法,禁止行為の周知徹底等を図るとともに、市町村や関係機関・団体等とも連携して遺棄及び虐待の防止を図ります。	県動物愛護センター及び県内各保健所において, 講習会等で、飼い主としての社会的責任について啓発を図り、動物と周辺環境への配慮に基づいた適正飼養, みだりな繁殖の防止, 終生飼養等を推進するとともに、関係法規の周知を実施した。	生活衛生
94	③大及び猫の引取り数を減らすため、みだりな繁殖を防止するための不妊・去 勢措置の推進、安易な飼養の抑制、終生飼養の徹底等について、飼養者に対 して啓発します。	県動物愛護センター及び学校等で動物愛護教室を実施し,動物愛護思想の普及啓発を実施した。	生活衛生

	行動計画	①R2年度の実施状況	担当語
マ4	生物多様性を支え,生物多様性に支えられる環境文化を継承 するための取組		
<u>-1</u>	地域における人と自然との関わり(環境文化)の伝承と記録		
【戦	略的な取組】		
95	環境文化を継承するための「聞き書き」の促進		
	関、学校、大学、企業、地域社会など、様々な場に広がっていくよう、『聞き書き』 運動(仮称)を推進します。また、こうした聞き書きの結果が、蓄積され、保存され、活用されていくことが大切なことから、そのあり方について検討します。	県立大島北高校の生徒による聞き書き活動が進められている。 令和2年度は、南薩地域(薩南海岸県立自然公園の周辺)において、自然と人との関わり(環境文化(歴史、文化、活用の技術、生活の知恵など))のストーリー発掘のため、「聞き書き」を実施した。	自然保護
96	南方の島々の環境文化の研究		
	との関わりや、それらの多様性、由来・歴史等についての調査研究のあり方を	鹿児島大学鹿児島環境学研究会の主催、鹿児島県と環境省 那覇自然環境事務所が共催した、「環境文化シンポジウム「島と 東京を結びくこれからの奄美の環境文化>を語り合う」」を、奄 美大島(奄美市)で開催した。	自然保護
〈主	│ な取組〉		
97	自然遺産として保全管理するにあたり、こうした伝統的な自然資源利用が考慮さ	那覇自然環境事務所が共催した、「環境文化シンポジウム「島と	自然保護
-2	屋久島環境文化村構想の推進		
〈主	な取組〉		
98	化財団とともに、屋久島環境文化村構想に基づく主要施策の見直しを行い、自然と共生する社会の先進地として新たな屋久島の地域づくりを進めます。	広く全国から参加者を募り、自然環境に負荷を与えない屋久 島の里地の暮らしや伝統文化等について体験できるエコツアー を行った。 参加集落・8集落 実施回数:71回 参加者数:342人	自然保護
99	ます。	国・県・町の関係行政機関で構成する「屋久島世界遺産地域 連絡会議幹事会」において、屋久島世界遺産地域管理計画に 基づいた世界遺産地域の適正な保全と利用について協議を 行った。 幹事会開催回数:2回 科学委員会:2回	自然保護
100	久島環境文化研修センターにおける環境学習プログラムの受講者の増加に努	(公財)屋久島環境文化財団が屋久島環境文化村センターの 交流ホールを活用し、屋久島や口永良部島に関する各種展示 等を行った。 展示回数:7回	自然保護

	行動計画	①R2年度の実施状況	担当課
75	生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転 換するための取組		
-1	農林水産業における生物多様性の保全と持続可能な利用の推		
【戦	格的な取組】		
101	生物多様性の向上につながる産業活動の奨励 生物多様性保全と両立しうる再生可能エネルギーである森林バイオマス資源 や、農業の本来有する自然循環機能を発揮させたIPM(総合的病害虫・雑草管理)等の環境に配慮した技術の普及が進められてきています。このような生物多様性の視点から見た優良事例の紹介等を通して、生物多様性の向上につながる取組が一層促進されるよう努めます。	各課において、再生可能エネルギーに関する情報の発信やIPM技術農法の普及が進められている。(経営技術課、かごしまの食ブランド推進室)IPM技術実践者等の確保・育成を図るため、次の取組を実施した。 ①現地実証ほ(10か所)の設置や現地検討会等を通じて技術を普及した。 ②県内全域を対象とした事例等の紹介を交えた研修会や各地域で実証ほを活用した現地研修会を開催した。 ③IPMに関する情報を登録者に配信した。 《各種イベント等を通じてIPMのPRを実施した。また、環境と調和した農業の推進に向けて、農業生産工程管理(K-GAP)の普及を図るため、推進研修会の開催や、生産者への実践指導等を実施した。	自然保護課,関係課
(主 力	な取組〉		
-	農業における取組		
	○生物多様性保全をより重視した農業生産の推進		
102	①農業の本来有する自然循環機能を発揮させつつ、環境に配慮した生産活動、いわゆる環境と調和した農業を推進します。また、これらの取組を推進するため、農業生産工程管理(K-GAP)の普及推進や有機農業の推進を図ります。	有機農業の取組(633ha)や有機農産物生産者団体が行う産 地拡大の取組(4団体)への助成や、有機JAS制度等の指導・ 助言を行う指導員による指導体制の充実などにより、有機農業 を推進した。	経営技術課、かごしまのブランド推済
103	②農畜産業においては、適正な施肥や家畜排せつ物の処理など、環境と調和した農業を研修会等を通じて推進します。	コロナ禍のため、令和2年度は研修会は中止。	全 経営技術 課, 畜産課
104	③鹿児島ならではの豊かな食文化と農林水産業を生かした「食育」を、子どもたちをはじめとする全ての県民を対象に幅広く推進することにより、食に対する正しい知識の習得や健康の増進だけでなく、食に関する関心・感謝の念を深めるとともに、農林水産業に対する理解を促進します。	すべての県民が、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を 身に付け、健全な食生活が実践できるよう、食事バランスガイド の普及、食文化の保護継承活動及び農林水産業に対する理解 促進などに努めた。	農政課
105	④鹿児島ならではの多彩な食文化と新鮮な農林水産物を実感できる「地産地消」を、県民全体に広く推進します。	・県産農林水産物を積極的に活用している飲食店・ホテル・旅館・量販店・直売所等を「かごしま地産地消推進店」として登録するとともに、登録店を県HPに掲載し、飲食店等における地産地消の取組拡大及び消費者への県産農林水産物の利用促進を図った。 ・県産農林水産物への理解促進及び地産地消の取組推進のために、情報発信役として登録している「地産地消推進サポーター」に対して、「地産地消推進サポーター」に対して、「地産地消推進サポーター」に対して、「地産地消推進サポーター」に対して、「地産地消推進サポーター通信」をメール配信し、地産地消に関する情報提供を行った。	農政課
106	⑤伝統野菜については、鹿児島の人や風土と関わりが強く、郷土の食文化を支えてきた野菜として、農産物直売所等での販売などの地産地消を基本に、地域農業が元気になるような取組として推進します。また、栽培に当たっては、関係機関と連携の上、必要に応じて技術的支援を行います。	・県ホームページを活用し、伝統野菜の由来や特徴、調理方法等の情報発信に努めるとともに、栽培方法等に関する問い合わせに対応した。 ・伝統野菜栽培者等へ伝統野菜に関するリーフレットの提供を行った。	
〇生	物多様性の保全をより重視した土づくりや施肥、防除などの推進	1	1
107	①家畜排せつ物を原料とした良質堆肥の施用による健全な土づくりを推進します。	鹿児島県土壌管理指針(R3策定)を基本に、良質堆肥の生産・利用に向け、土づくり研修会を開催した。	経営技術記
108	②土壌診断に基づく適正施肥及び有機質肥料の利用等による化学肥料の使用量の低減を推進します。	土壌診断を県、市町村、関係団体等において実施するとともに、診断結果に基づく適正施肥を指導した。	経営技術記
109	③IPM技術の確立と普及推進による化学合成農薬の使用量の低減を推進します。	①現地実証ほ(6か所)の設置や現地検討会等を通じた技術普及。 ②農業者等へのIPMに関する情報発信 ③各種イベント等を通じてのIPMのPR	経営技術記
〇水	」 :田や水路・ため池などの水と生態系ネットワークの保全の推進		
	①農業用用排水路やため池については、地域住民の理解・参画も得ながら、生態系に配慮した整備を推進します。【再掲】	R2での実績はないが、これからも管理者を含めた地元住民と協議しながら、整備を行っていきたい。	農地保全認
	村環境の保全・利用と地域資源活用による農業振興		
111	①条件不利地域における農業生産活動の促進等を通じて、荒廃農地の発生を 防止し、多面的機能の確保に努めます。	荒廃農地の発生防止等のため、中山間地域等の条件不利地域に対して、平地との生産費の差を支援する中山間地域等直接支払交付金を、26市町村、約7千halc、約7億4千万円を交付した。	農村振興部

	行動計画	①R2年度の実施状況	担当
112	②農地・農業用水等の資源と環境の良好な保全及び質的向上を図るため、地域ぐるみの活動を推進します。	農地・農業用水等の資源と環境の良好な保全及び質的向上 に取り組む、水土里サークル活動を展開する40市町村の624組 織に対して、多面的機能支払交付金、22億余万円を交付した。 ※ 取組面積:約4万5千ha	農村振り
113	③農山漁村における、豊かな地域資源を生かした教育や観光など、都市と農村との交流を促進します。	都市と農村の交流を促進するため、都市住民等の受入態勢の充実・強化や農泊の機運醸成に向けたシンポジウムを開催するとともに、農村体験プログラムの開発を支援した。	
(2)	 林業における取組		
	視すべき機能区分に応じた望ましい姿とその誘導の考え方		本北 224
114	①地域森林計画において、森林の機能(水源涵養機能、山地災害防止機能/ 土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能)とその機能を発揮する上での望ましい森林の姿を例示するとともに、それぞれの森林の発揮すべき機能に配慮した適切な森林施業の実施を推進します。	始良及び熊毛地域森林計画において、森林の機能とその機能を発揮する望ましい森林の姿を例示し、森林所有者等が適切な森林施業を実施するための規範となる市町村森林整備計画作成のための指針を市町村に対して示した。	森林経常
115	②スギ・ヒノキの人工林については、適切な間伐を積極的に推進するとともに、立地条件や県民のニーズ、森林所有者の森林経営に関する意向等に応じて、広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化等の多様な森林への誘導に向けた整備を推進します。	立地条件や地域特性に則した多様な森林づくりを推進し、森 林資源の充実や森林の有する多面的な機能を発揮させるた め、人工造林、間伐等を実施した。	森林経常 課,かご 材振興記
116	③天然広葉樹林については、公益的機能の発揮や有用樹種の育成を図るため、必要に応じ、不用木の除去等の適切な整備を推進します。	森林資源の充実や森林の有する多面的な機能を発揮させるため、天然林の改良を実施した。	森林経
	様な森林づくりの推進 ①地域特性を生かした森林づくり、里山林の機能回復など、県民参加の森づくり	景観の保全・防災等の観点から森林環境の保全を図るため、	森づくり
117	①地域付けを生かした森林 ブング 主山林の機能回復など、宗氏参加の森 ブング を推進します。	京歌の保主で図が、守の歌馬がら森林環境の保主で図るため、 幹線道路等の沿線や集落周辺の荒廃した竹林・雑木林の整備 を2市町で1.36ha実施した。	
118	②それぞれの森林の発揮すべき機能に配慮した適切な森林施業の実施を推進します。	立地条件や地域特性に則した多様な森林づくりを推進し、森林資源の充実や森林の有する多面的な機能を発揮させるため、人工造林、間伐等を実施した。	森林経課, かこ 材振興
119	③充実しつつあるスギ・ヒノキの人工林について、良質な木材生産と公益的機能の高度発揮に向け、間伐や造林、保育等の森林整備を推進します。特に間伐については、施業の集約化、低コスト作業システムの普及・定着、間伐材の生産・利用の促進等による収益性の向上に努めながら計画的に推進します。	立地条件や地域特性に則した多様な森林づくりを推進し、森林資源の充実や森林の有する多面的な機能を発揮させるため、人工造林、間伐等を実施した。	森林経 課,かこ 材振興
		施業の集約化促進を図るため、森林情報の収集、森林調査及 び森林所有者への合意形成活動等を実施し、森林経営計画の 作成促進を図った。	森林経
120	②間伐遅れの人工林については、立地条件などを踏まえ、間伐の優先実施や 広葉樹林化、広葉樹との混交林化など、それぞれの森林に最適な整備手法を 確立・普及し、計画的な解消に努めます。	立地条件や地域特性に則した多様な森林づくりを推進し、森 林資源の充実や森林の有する多面的な機能を発揮させるた め、人工造林、間伐等を実施した。	森林経 課, かこ 材振興
	⑤主伐後の適切な再造林や樹下植栽、広葉樹林化を推進し、森林の多面的機 能の持続的な発揮を図ります。	森林資源の充実や森林の有する多面的な機能を発揮させるため、人工造林を実施した。	森林経常
121			

	行動計画	①R2年度の実施状況	担当
123	⑦森林所有者や林業事業体に対する林業技術の改善や林業経営の合理化等に関する指導を推進します。また、長期的視点に立った森林づくりの計画・指導等を通じて、市町村が展開する森林・林業施策の円滑な実施を支援する人材の養成等を進め、地域の特性を踏まえた森林整備や林業振興を総合的に指導します。	将来の地域林業を担う若手の林業従事者等に対して、スペシャリスト養成講座を開催し、林業技術の改善や林業経営の合理化等を指導した。また、鹿児島さり塾、国の緑の雇用事業等において講師を努め森林・林業関係者の人材育成を図った。加えて、林業普及指導員が中心となって地域林業のマスタープランとなる市町村森林整備計画の作成・変更・実施監理の支援・指導等を行った。	森林経営
124	⑧優良な郷土品種や少花粉スギなどニーズに対応した苗木の生産体制を整備 し、適切な更新を促進します。	少花粉スギ等花粉症対策品種による母樹造成を行った。	森林経営
○森	 林の適切な保全・管理		
	①海岸砂地の森林の維持・造成に資するため、マツ材線虫病に対して、より抵抗性の強いマツ苗木の供給体制の充実を図ります。	県営採種穂園から, 抵抗性マツ苗木の種子を供給し, 苗木生産の充実を図った。	森林経営
〇都	 市と山村の交流・定住の促進		
126	①地域林業のリーダーとしての指導林家、青年林業士の養成・活動支援や地域の林業研究グループの活動促進を通じて、林業後継者の育成を図るとともに、小・中学校等の児童生徒や県民を対象とした体験学習活動を推進し、森林・林業に対する理解の醸成を図ります。	地域林業のリーダーとなる指導林家や指導林業士及び青年 林業士の活動支援や新規認定等により地域林業の振興を図った。 また、各地域の林業研究グループについて技術指導や活動促進を通じて林業後継者の育成を図った。さらに、小・中学校の児童・生徒を対象とした森林・林業学習に加え、生物多様性等地域の特性を踏まえた森林環境教育、高校等の学生に対する森林・林業・木材利用教育、小中学校の教職員や森林ボランティア団体の森林環境教育指導者に対する研修を実施し、森林・林業や森林の多様性等に対する理解の醸成を図った。	森林経営
127	②森林整備活動や木材の生産,多様な地域資源を生かした特用林産物の生産 振興等による就業機会や所得の確保を図るとともに,里山林等を活用した体験 活動,森林整備活動等を通じた都市住民との交流の促進,生活環境の整備等 により,山村地域の活性化を図ります。		森林経営
		立地条件や地域特性に則した多様な森林づくりを推進し、森林資源の充実や森林の有する多面的な機能を発揮させるため、人工造林、間伐等を実施した。	森林経営課, かご 材振興部
		森林所有者や地域住民等が協力して、森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組を1団体が実施した。	
		・県民が自ら企画・実施する森林・林業に関する学習活動や体験活動を支援し、県民の森林・林業に関する理解と森林づくりへの参加の促進を図った。 ・令和2年度は36団体、5,233名の県民が様々な森林の体験活動に参加した。	森づくり [‡] 課
	産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展 ①木材を利用する意義や環境にやさしい素材としての木の良さの普及を推進します。	・養成した木育インストラクター(24名)による木育活動(26回) や木造施設等の整備、「かごしま木材まつり木構造展」の開催 や木製品の展示等を行い、県産材を利用する意義や木の良さ を県民に対し広く普及した。	かごしま興課

	(1)	①R2年度の実施状況	担当
(3):	水産業における取組		
129	①地域の主要魚種については、魚種ごとの管理方針及びそれらを漁獲する漁業について行うべき資源管理措置に関する指針を定め、この指針に沿って漁業者等が自主的に行う資源管理の取組を促進します。	魚種ごとの管理方針及びそれらを漁獲する漁業について行うべき資源管理措置に関する指針に基づき,漁業者等が自主的に行う資源管理計画の策定を指導するとともに、履行状況を確認した。	水産振興
130	②地域の主要魚種以外の魚種についても、自主的な資源管理に関する計画づくりを促進し、地域や資源の状況に応じた資源管理を推進することで、資源の再生産と持続的利用を図ります。	資源の持続的利用を図るため、漁業者等が自主的に行う資源管理計画の策定を指導するとともに、履行状況を確認した。	水産振興
131	③資源管理方法を検討する上で必要となる情報の収集のため、本県は、生態調査、漁獲調査及び漁場環境調査等を行い、得られた知見を漁業者等へ提供するとともに、最適な資源管理の方法を検討し、漁業者等が行う資源管理計画づくりの指導を行います。	水温・塩分等の漁場環境調査や水揚げ調査,標識放流等の 生態調査等を行い、資源管理に関する情報を基に,漁業者が 行う資源管理計画の策定を指導した。	水産振興
132	④河川・湖沼の環境の維持保全を図るとともに、外来魚やカワウによる食害防止に向けた効果的な駆除活動の支援や適正な種苗放流等の実施により、自然環境や生態系に配慮した資源増殖の取組を推進します。また、ウナギ養殖業については、消費者ニーズに対応した安心・安全な生産を推進します。	本県の河川、湖沼等に生息する有用魚種に被害を及ぼすブラックバス、カワウ等食害生物の生息調査や駆除を実施する漁協等の活動を支援した。また、ウナギ養殖業については、ウナギ資源の保護増殖対策を図るため標識放流調査等を実施するとともに、県養鰻管理協議会等の資源回復等の取り組みを支援した。	水産振興
133	⑤本県の沿岸・沖合漁場における持続的・安定的な漁業生産を実現するため、 海域特性に応じて、沈設魚礁や浮魚礁、築いそ等を効果的に設置することにより、有用魚介類の集魚効果を高め、水産資源の有効利用と生産力の増大及び効果的な操業の実現を図ります。	魚礁設置等による広域的な漁場整備を行い、水産資源の維持・増大を図った。	漁港漁場
134	⑥水産生物の産卵、基礎生産を担う有用生物の発生促進及び幼稚仔魚や磯根 資源等の保護、育成の場となる増殖場等の整備を進めます。	魚介類の餌場や産卵場所,幼稚魚の保育場としての機能に加え,環境浄化機能を有する藻場の造成等により,漁場環境の維持・保全を図った。	漁港漁場

	行動計画	①R2年度の実施状況	担当課
	生物多様性に配慮した観光の振興		
.— -	に 取組〉 ①美しい景観や自然を生かした魅力ある観光地づくりに努めます。	本県を訪れる観光客の受入体制の充実を図るため、景観を楽しみながら散策や周遊ができるスポット等を対象として、地域素材を生かしたにぎわい空間や体験空間の創出、沿道修景、街並み整備などの景観整備や分かりやすい案内標識の整備を行い、周遊ルートや広域観光ルートの拠点となる「魅力ある観光地づくり」を推進した。 【にぎわい回廊整備】 29箇所 【観光かごしまサイン整備】 10基(県内一円)	観光課
	②観光客の自然志向や体験志向に対応し、自然とふれあいながら自然を学ぶ エコツーリズムなど、豊かな自然等を生かした体験型観光を促進します。	屋久島では、屋久島町、(公財)屋久島環境文化財団、地元集落で構成する「屋久島里めぐり推進協議会」により、全国から広 参加者を募り、自然環境に負荷を与えない屋久島の里地の暮らしや伝統文化等について体験できる「里のエコツアー」を実施 した。 参加集落:8集落 実施回数:71回 参加者数:342人	自然保護課
		奄美群島エコツーリズム推進協議会が策定した「奄美群島エコツーリズム推進全体構想」に基づき、各島のエコツーリズム推進協議会が活動を実施したほか、エコツアーガイド認定制度に基づく講習や資質向上のための研修実施を通して、奄美のエコツーリズムの体制と質の強化を図った。	
i	③奄美群島における観光客等に対し一定の入域制限のもと、レクチャー受講や 認定ガイド同伴を義務づけることにより、自然環境の保全と地域のブランドカの 前上を同時に図り、自然性の高い地域での利用適正化の取組を進めます。	自然環境の保全と利用の両立を図るため、奄美群島持続的 観光マスタープランを基に国、市町村、関係団体と協議した。 また、奄美大島の金作原に加えて、徳之島の林道山クビリ線に おいても、認定ガイド同行等の利用ルールの運用を開始した。 〈令和2年度 検討状況〉 ・奄美大島自然利用部会 2回 ・徳之島自然利用部会 2回 ・地域連絡会議奄美大島部会 2回 ・地域連絡会議徳之島部会 2回	奄美世界自 然遺産登録 推進室
t	④世界自然遺産地域や国立公園等での環境保全活動への参画を目的とした環境保全型ツアーや自然地域に観光客が立ち入った際に環境保全のために一定の費用を負担する制度など、観光客の増加が直接的に対象地域の自然環境保全に貢献する仕組み作りについて検討します。	日帰り1,000円, 山中泊2,000円とする「世界自然遺産屋久島山	自然保護課
		山岳部環境保全協力金制度検討部会において、外部専門家を招き協力金の収受方法等について協議されているところ。また、屋久島町エコツーリズム推進協議会において、屋久島町エコツーリズム推進全体構想策定部会を設置し、エコツーリズム推進の目的及び方針、屋久島ルールを定める全体構想の策定を具体的に進めるための議論を行った。	

	行動計画	①R2年度の実施状況	担当部
	生物多様性に配慮した公共事業の推進 格的な取組】		
139		住用川,役勝川において,近自然工法による多自然川づくりを 実施した。	大島支庁 設課
	環境配慮ガイドラインを策定します。また、本ガイドラインでは、新規の事業における環境配慮の実施に加え、既存施設についても近自然工法やアニマルパスウェイの設置などの改修工事を実施するなど、生物多様性の向上に努めます。	絶滅危惧種の両生類やアマミノクロウサギなどが生息する地域で、林道工事を施工する際には、小動物の交通事故を防ぐ「ロードキル」対策や「エスケーブトラフ」の設置、法面保護工には遺伝子攪乱防止を目的とした「在来種株植栽併用吹付工」の導入など、奄美地域の自然に配慮した工法の検討・導入に取り組んでいる。	大島支庁 務水産課
		関係機関へ「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮 指針」の運用に努めるよう依頼した。	奄美世界 然遺産登 推進室
〈主な			
140	①道路整備においては、自然環境をできるだけ残すような路線の選定や野生生物の生息・生育環境の分断を避ける工法の採用に努めるなど、地域の健全な生態系の保全に配慮します。	道路法面における植生基材吹付工等の種子配合については、環境省が指定する要注意外来生物に該当する植物を使用しないこととしている。 特に奄美大島や屋久島においては、在来種のみ、または無種子での植生とし、生態系の保全に努めている。	道路建設
		道路法面における植生基材吹付工等の種子配合について は、環境省が指定する要注意外来生物に該当する植物を使用 しないこととしている。 特に奄美大島や屋久島においては、在来種のみ、または無種	道路維持
141	②河川改修においては、自然景観や生態系に配慮する多自然川づくりを基本と	子での植生とし、生態系の保全に努めている。 瀬や淵や水際部は、川の営みによって形成され、生物の重要	河山珊
141	(を) 河川 以 に に に に に に に に に に に と ら ら ら に か に に に に に か ら ら ら に か に に に 感 し た 整備を 推 進 し ま す 。	瀬や漏や小原命は、川の宮みによって形成され、生物の里安 な生息、生育の場となっており、いずれも多様で豊かな河川環 境を形成するために欠くことのできない重要な要素であるため、 それらを保全・創出するための整備を住用川(奄美市)等で実施 した。	川
		親水性に富む河川の整備を図るため、R2年度までに28箇所において親水護岸を整備した。また、令和2年度は、引き続き麓川などの4河川について整備を進めた。	-
142	③ 魚類の生息環境として重要な瀬や淵など多様な水辺を保全し、多段式やスロープ式の魚道の設置など、多自然川づくりを推進します。	瀬や淵や水際部は、川の営みによって形成され、生物の重要な生息、生育の場となっており、いずれも多様で豊かな河川環境を形成するために欠くことのできない重要な要素であるため、それらを保全・創出するための整備を住用川(奄美市)等で実施した。	河川課
		R2での魚道整備の実績はないが、河川工作物を改築する際には、既往の生態系調査に基づく対象生物の設定を行い魚道を設置する等、生息生物の回遊性を持たせて河川内の生態系保全に努めることとしている。	農地保全
143	④各種事業の実施に際しては、事前に十分な調査・検討を行い、野生生物の生態に配慮し、ビオトーブ(野生生物が生息できる空間)の復元など、野生生物の生息・生育環境の確保を促進します。	奄美大島及び徳之島における林道事業の実施にあたり、貴重 な動植物の有無についての調査を行い生息環境等に配慮した 法面・排水対策等を実施した。	
		水路の整備において、生態系調査や、水性生物の移動を事前 に行うとともに、生態系調査により把握された生物に配慮するエ リアを設け、ニホンウナギなどの生育環境確保に努めた。 また、用排水路整備を行うにあたり、環境ブロックを使用する など環境配慮に努めた。	農地整備
144	⑤農業用用排水路やため池については、地域住民の理解・参画も得ながら、生態系に配慮した整備を推進します。【再掲】	R2での実績はないが、これからも管理者を含めた地元住民と協議しながら、整備を行っていきたい。	農地保全
145	⑥海岸については、緑地や緩傾斜護岸など親水性に配慮した整備を推進します。	R2での事業実績はないが、これからも地元住民等と協議しながら、整備を行っていきたい。	農地保全
		海岸整備について、サンゴの分布調査結果に基づいた、環境 景観に配慮した人工リーフの整備を行った。	河川課
		大根占港海岸において、面的防護方式を採用し、既設護岸 を、緩傾斜護岸に改良した。	港湾空港
146	⑦漁港については、地域の特性に応じた親水性に配慮した海とふれあう場として、漁港・漁村の整備や漁場環境、水質保全などの自然環境に配慮した自然調和型漁港づくりを推進します。	R2年度は実施箇所なし。	漁港漁場
147	⑧漁港の景観の保持,美化を図り、潤いのある漁港環境の形成に資する緑地	R2年度は実施箇所なし。	漁港漁場

	行動計画	①R2年度の実施状況	担当課
-4	地球温暖化対策の推進		
【戦	各的な取組】		
148	屋久島をモデルとした低炭素型社会と自然共生型社会の形成 ほぼ全ての電力を再生可能な水力発電でまかなっており、CO2フリーの島づく りに取り組んでいる世界自然遺産の島・屋久島において、地球温暖化防止のた めの取組と生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組を連携して進め ることにより、低炭素型社会と自然共生型社会の形成を図ります。	・屋久島CO2フリーの島づくりに関する研究会及び屋久島低炭素社会地域づくり協議会に係る意見交換を実施した。 ・電気自動車急速充電設備の維持管理を行った。 ・住民が主体となり、「持続可能な屋久島づくり構想」を策定した。	地球温暖化 対策室
		屋久島山岳部への過剰な車両乗り入れによる環境負荷の軽減と混雑緩和のため、3月~11月の間、縄文杉荒川線の車両乗り入れを規制した。	自然保護課
(† †	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		
	①森林は、二酸化炭素の吸収や再生産可能で長期にわたって炭素を貯蔵できる木材の生産を通じ、地球温暖化の防止に向けた低炭素社会の実現に重要な役割を果たしていることから、間伐等の森林整備の推進や企業等による森林整備の促進、化石燃料の使用抑制にも貢献する木質パイオマスの有効利用への普及啓発を進めます。	立地条件や地域特性に則した多様な森林づくりを推進し、森 林資源の充実や森林の有する多面的な機能を発揮させるた め、人工造林、間伐等を実施した。	森林経営課、ごしま材が興課
		企業等が自ら行う森林整備活動等により得られるCO2吸収量、「かごしま材」利用による固定量及び木質パイオマス利用による排出削減量を認証、県ホームページに掲載、県民等に対し情報発信を行い、企業等における地球温暖化対策の取組を促進した。また、市町村と連携し、森林資源の循環利用により、吸収・固定・削減されたCO2量をマイレージ化することで、より多くの県民による森林吸収源対策の取組を促進した。	森林経営課
150	②木質バイオマス熱利用のためのボイラー整備に対する支援を行います。	木質パイオマスのエネルギー利用設備の導入を検討する事業者に対して、情報提供や助言等を行った。 令和2年度は事業実施要望無し。	エネルギー政策課
151	 ③林地残材や畜産廃棄物,焼酎粕など未利用資源については,バイオマスエネ	 家畜排せつ物等によるメタン発酵ガス化発電等の導入を促進	エネルギー
	ルギーとしての有効活用を図ります。	するため、事業化に当たって必要となる基本設計等に要する経費の補助制度を平成30年度に創設した。 令和2年度はメタン発酵ガス化発電導入に向けて採算性が得られる事業規模を概略として整理するための基礎調査を実施した。 また、竹バイオマスについては、発電設備及び熱利用設備の	政策課
		電人を促進するための方策や、課題解決に必要な対策等について検討した。	
		林地残材等を木質バイオマス発電の燃料等に活用するため、 収集や運搬等の効率化に向けた取組や燃料製造施設に対して 安定稼働に向けた指導を行った。	かごしま材 興課
152	④環境家計簿の普及啓発など、二酸化炭素を出さないライフスタイルへの転換に向けた取組を推進します。	「地球環境を守るかごしま県民運動推進会議」を推進母体として、県民、事業者、行政が一体となった県民運動を展開し、省エネ・節電等の呼びかけを行った。	
153	⑤ほぼ全ての電力を再生可能な水力発電でまかなっている世界自然遺産の 島・屋久島において、CO2フリーの島づくりを推進します。	・屋久島CO2フリーの島づくりに関する研究会及び屋久島低炭素社会地域づくり協議会に係る意見交換を実施した。 ・電気自動車急速充電設備の維持管理を行った。	地球温暖化 対策室
		・住民が主体となり、「持続可能な屋久島づくり構想」を策定した。	
154	⑥気候変動が生じることを前提に、その適応策のあり方を検討している国等の動きについて情報収集を行い、生物多様性保全の観点から、必要な対策のあり方について検討します。	気候変動に関する情報収集を行うとともに、国等に対し、調査 研究の要望を行った。	自然保護課,関係課

	行動計画	①R2年度の実施状況	担当課
-5	化学物質など非生物的要因への対応		
〈主	な取組〉		
155	①人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質に関する化学的・物理的特性、毒性情報、生産量、使用量及び管理方法等の情報を収集し、モニタリング等に活用します。	環境省からの委託により化学物質審査規制法指定化学物質 等の環境残留状況の把握を目的とした調査を実施しており、令 和2年度は、モニタリング調査(水質、底質、生物、大気)を実施 した。	環境保全認
156	②化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)に基づき, 化学物質の排出量や移動量等の実態を把握するとともに, 工場・事業場における化学物質の適正管理を促進します。		環境保全認
157	③化学物質の環境への影響や濃度等について、調査研究や情報収集に努めます。	有害大気汚染物質について、環境モニタリング(4地点)(鹿児島市調査分を含む)を実施した。	環境保全語
158	④ダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物処理法に基づき、その排出量の実態を把握し、廃棄物焼却施設等の発生源対策を進めます。	ダイオキシン類の排出を抑制するため、ダイオキシン類対策 特別措置法に基づき、廃棄物焼却炉以外の特定施設につい て、設置者による測定の実施と排出基準の遵守を指導した。	環境保全調
		廃棄物焼却施設からの排出ガス(8施設)や最終処分場の放流水(7施設)・地下水(7施設)の調査及び設置者による測定の結果に基づき、ダイオキシン類の排出基準の遵守について確認・指導を行った。	
159	⑤大気や公共用水域(水質,底質),地下水,土壌のダイオキシン類による汚染の状況を監視します。	「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気、水質、底質、地下水質及び土壌についてダイオキシン類常時監視調査を実施した。(調査地点:105地点(国、市町等調査分を含む))調査した全ての地点で環境基準を達成していた。	環境保全
160	⑥水質汚濁防止法に基づき、工場·事業場における有害物質の地下浸透防止 の指導を徹底します。	有害物質を使用している工場・事業場に対し、立入等を実施した。	環境保全語
161	⑦良好な土壌環境を保全するため、土壌の環境基準を達成維持するとともに、 工場・事業場における有害物質の適正管理等を促進します。	 有害物質を使用している工場・事業場に対し、立入等を実施した。 	環境保全
162	③公共用水域(河川、湖沼、海域)の常時監視を実施し、水質汚濁に係る環境 基準の達成維持に努めます。【再掲】	環境基準類型指定水域の37河川43水域、4湖沼4水域、8海域24水域、その他の水域の11河川1湖沼(鹿児島市、鹿屋市、国土交通省調査分を含む。)について水質調査を実施した。健康項目については102地点で調査を行った結果、全てが環境基準を達成した。 生活環境項目(BOD, COD)については71水域のうち8水域で環境基準を達成していないが、全般的に水質はおおむね良好である。	環境保全語
-6	環境影響評価の充実・強化による生物多様性の保全		
〈主	な取組〉		
163	①環境影響評価法や県環境影響評価条例等に基づき,各種開発行為について 環境影響評価が適切かつ円滑に行われるように指導します。	環境影響評価法や県環境影響評価条例に基づき、開発行為 を行おうとする者に対し環境影響評価が適正かつ円滑に実施さ れるよう事業者等に対して環境の保全の見地からの意見を述 べた。	環境林務
164	②環境影響評価における調査・予測・評価の充実を図るため、予測・評価手法の研究に努めるとともに、審査に必要な各種情報の収集や技術的事項について、知見の集積を図ります。	各種情報の収集や技術的事項について知見の集積を図るため、各種会議への参加及び環境省との連絡調整を行った。	環境林務
165	③国土利用計画法や大規模取引事前指導要綱,土地利用対策要綱等に基づく届出や協議に際し,計画内容や周辺環境等を勘案して適切に指導します。	国土利用計画法に基づく土地売買等届出に対して、土地の利用目的の審査(周辺の環境の保全等)を行い、届出者に対し適正な土地利用の確保を図るよう指導を行った。 R2処理件数:427件	地域政策
		大規模取引事前指導要綱に基づ〈事前指導申出は、土地取引前に事業計画内容(自然環境保全計画等)を審査することにより、法令等の手続きや開発に伴う留意事項の指導を目的としている。 申出は任意性であり、R2の実績は無い。	
		鹿児島県土地利用対策要綱に基づく土地利用協議が、開発者がら提出された際は、事業計画内容等が基準(自然環境との調和、自然保護及び環境保全の配慮等)に適合しているか審査し、適合すると認めるものに対して土地利用の承認を行った。R2処理実績:3件	

	行動計画	①R2年度の実施状況	担当記
-7	消費行動の改善に向けた取組の促進		
【戦闘	格的な取組】		
166	生物多様性に配慮した産品の消費促進の取組 人々(消費者)に対し、日常生活の中で消費している食糧や繊維、木材等の物 資が、生物多様性とどのような関わりをもって供給されているかについての情報 を提供し、その結果、より環境負荷が少なく、生物多様性の維持・向上に資する 産品の選択が促されることで、より生物多様性に配慮した産品の生産活動が促 進されるよう、関係機関・団体等と連携し、消費者の意識改革に向けた普及啓 発に努めます。	生物多様性庭児島県戦略の製本及びパンフレットを各種会合等において配布するとともに、県ホームページに掲載し、県民等に対し情報発信した。	
	2つの世界自然遺産を目指す地域としての先駆的な取組世界自然遺産候補地・奄美群島での取組		
【戦闘	格的な取組】		
167	南方の島々の環境文化の研究 世界自然遺産登録を目指す奄美群島などでは、生物多様性だけでなく、言葉 や食、島唄や祭事など島ごとに異なる文化を有しています。こうした文化と自然 との関わりや、それらの多様性、由来・歴史等についての調査研究のあり方を 検討し、世界自然遺産登録後の地域づくりに役立てます。【再掲】	鹿児島大学鹿児島環境学研究会の主催, 鹿児島県と環境省 那覇自然環境事務所が共催した, 「環境文化シンポジウム「島と 東京を結びくこれからの奄美の環境文化>を語り合う」」を, 奄 美大島(奄美市)で開催した。	自然保護
168	奄美群島世界自然遺産の登録予定地周辺での緩衝機能の強化(生態系ネットワークの強化)		
	ビアーグの通礼が 世界自然遺産の候補地となっている奄美大島及び徳之島において、登録予定 地周辺の緩衝機能の強化を図るため、リュウキュウマツ人工林の照葉樹林化な ど、森林再生に向けた取組を促進し、生物多様性の向上と生態系ネットワーク の強化を進めます。【再掲】		大島支庁 務水産課
		国が定める奄美群島国立公園第2種特別地域の伐採特例基準の作成に参画した。	大島支庁 務水産部
169	奄美群島における公共事業の環境配慮ガイドラインの作成 奄美群島で実施する公共事業について、希少種や固有種の保全、生態系の 連続性の確保など、必要な環境配慮を計画的に実施するため、公共事業での 環境配慮ガイドラインを策定します。また、本ガイドラインでは、新規の事業にお	住用川, 役勝川において, 近自然工法による多自然川づくりを 実施した。	大島支庁設課
	ける環境配慮の実施に加え、既存施設についても近自然工法やアニマルパスウェイの設置などの改修工事を実施するなど、生物多様性の向上に努めます。 【再掲】	絶滅危惧種の両生類やアマミノクロウサギなどが生息する地域で、林道工事を施工する際には、小動物の交通事故を防ぐ「ロードキル」対策や「エスケープトラフ」の設置、法面保護工には遺伝子攪乱防止を目的とした「在来種株植栽併用吹付工」の導入など、奄美地域の自然に配慮した工法の検討・導入に取り組んでいる。	大島支庁 務水産語
		関係機関へ「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」の運用に努めるよう依頼した。	奄美世界 然遺産登 推進室
170	奄美群島のお年寄りの世界自然遺産サポーター(仮称)委嘱と聞き書きの推進 奄美群島で自然と共生する生活文化(環境文化)を知る80歳以上の高齢者等 に対して、世界自然遺産登録の推進に向けた応援を依頼するとともに、環境文 化の詳細について話を聞き、記録(聞き書き)に努めます。	県立大島北高校の生徒による聞き書き活動が進められているところ。 令和2年度は南薩地域(薩南海岸県立自然公園の周辺)において「聞き書き」を実施したところであるが、今後の展望としては、全県的に取組が進むよう、地域を変えて聞き書きを実施する予定であり、平成30年度に奄美大島でも開催したた聞き書き指導者養成講習会の参加者をはじめ、関係者との情報交換等なども通じて検討していく。	自然保護
171	奄美群島世界自然遺産トレイル(仮称)の設定 奄美群島において、各島々の独特の自然を体感することができるよう、島ご と、集落ごとに異なる環境文化のある場所を徒歩で巡るコースを設定し、認定ガイドや地域住民によるガイド(里のエコツアー)などを育成・確保するなど来訪者 が優れた自然環境と地域の環境文化の双方にふれあうことができるよう受入体 制の整備を図ります。	ルート選定した奄美市笠利, 龍郷町, 瀬戸内町(加計呂麻・請・ 与路)において開通式を行った(瀬戸内町はコロナの影響により	奄美世界 然遺産至 推進室, 係課
	印組〉	I	I
	世界自然遺産登録に向けた取組 ①奄美の豊かな自然との共生を目指した地域づくりの指針である「奄美群島自	自然共生プランに基づく各種取組を実施し、プランの着実な実	奋羊##
1/2	①電美の意からは然との発生を目指した地域の入りの指すである「電美群島自然共生プラン」に基づき、自然共生ネットワークの形成、サンゴ礁と海岸の保全、希少な野生生物と森林の保全、環境保全型自然体験活動の推進、世界自然遺産登録に向けた取組等を促進します。	自然共生プランに奉列へ合権収組を実施し、プランの看実な実施、関係機関の情報共有、遺産登録に向けた意識醸成を図った。 (奄美群島自然共生プラン推進本部会議) ・開催日 令和2年6月19日(書面開催) ・構成団体 国、県、地元市町村及び関係団体	然遺産登推進室
173	②自然生態系等に関するこれまでの各種調査・研究や「奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会」における検討を踏まえ、世界自然遺産としての顕著で普遍的な価値を有する重要地域や希少野生動植物の保全のための取組など、世界自然遺産登録に向けた取組を促進します。	世界自然遺産登録に向け、IUCNによる登録延期勧告の内容 を踏まえた各種課題に関する検討や取組を進めた。	奄美世界 然遺産登 推進室
174	新自然遺産登録に同じた収配を促進します。 ③住民に、奄美の自然に対する理解を深めてもらうため、世界自然遺産登録、 国立公園指定、ノイヌ・ノネコ対策、希少野生生物保護に関する各種勉強会を開催するとともに、パンフレットやPR紙袋等の作成・配布などを通じて、奄美群島の世界自然遺産登録に向けた気運の醸成を図ります。	普及啓発用パンフレットの作成・配布や勉強会等の開催によって気運の醸成を図った。 く令和2年度 実施状況> ・希少野生動植物保護普及啓発パンフレット 1,000部 ・勉強会等 3回実施	奄美世界 然遺産登 推進室, 然保護部

	行動計画	①R2年度の実施状況	担当記
(2):	希少な野生生物や生態系の保全		
	①希少野生生物や奄美の森を保全するため、自然保護団体等と連携して、生物多様性保全上、重要な種と地域を保護するとともに、侵略的外来種への対策を推進します。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会(奄美大島・徳之島) を開催し、盗採防止パトロールや希少種保護、外来種対策等について協議・検討を行った。	自然保護
176	②希少野生生物の保護対策,自然環境に配慮した公共事業を推進し,環境の保全に努めます。	住用川, 役勝川において, 近自然工法による多自然川づくりを 実施した。	大島支庁 設課
177	③オニヒトデ駆除などによるサンゴ礁の保全対策を推進します。	奄美群島においては、良好なサンゴ礁を重点ポイントとして選定し、効果的なオニヒトデ駆除及びモニタリング調査を実施した。 令和元年度には37匹のオニヒトデを駆除した。	自然保護
178	④「自然への配慮ガイドライン」のハンドブックの奄美群島内各世帯への配布、「奄美群島マナーガイド」の観光客等への配布を通じて、地域住民等自らの主体的な行動の促進を図ります。	「奄美群島マナーガイド」を観光客等に配布し、観光利用時の自然に対する配慮の普及啓発を図った。	奄美世界 然遺産登 推進室
179	⑤アマミノクロウサギ等希少な野生動物の死亡要因となっているロードキル(交通事故)対策やノイヌ・ノネコ等による捕食被害を防止するための取組を、国や関係市町村等と連携した取組を進めます。	国、市町村、地元住民、ガイド等と連携しながら、金作原及び 林道山クビリ線の利用ルールを運用するとともに、三太郎線周 辺における夜間利用についての利用ルールのあり方について 検討した。 〈令和2年度 検討状況〉 ・奄美大島利用適正化連絡会議 1回(書面開催) ・奄美大島三太郎線周辺における夜間利用適正化連絡会議 1回 ・徳之島利用適正化連絡会議 1回(書面開催) ・養大島及び徳之島においてノイヌ・ノネコ対策検討会等を開 催し、関係機関と具体的な対応策について検討を行った。	奄美世界 然遺産登 推進室, 然保護課
180	⑥ノヤギによる植生被害を防止するため、生息状況等について科学的な実態把握を行うとともに、地域における科学的な防除の取組を促進します。	市町村によるノヤギの被害防止の取組を促進した。	自然保護
(3)	 エコツーリズムの推進		
	①質の高いガイドを育成する認定ガイド制度の創設等を通じて、良質なエコツーリズムを推進します。	奄美群島エコツーリズム推進協議会において「奄美群島エコツアーガイド認定制度」を運用し、救命救助法、ガイド技術等の講習を実施した。 ・ ・	
182	②奄美群島の自然、歴史・文化などの資源を活用するエコツーリズムについては、過剰な利用によってこれらの資源が損なわれることのないようにするとともに、既存の観光地における環境保護施設の設置や新たな利用地点の発掘による利用分散を促し、奄美群島の資源の総合的な利用や良質な情報提供が行われるよう努めます。	自然環境の保全と利用を図るため、奄美群島持続的観光マスタープランを基に国、市町村、関係団体と協議した。また、国、市町村、地域住民、ガイド等と連携しながら、奄美大島の金作原及び徳之島の林道山クピリ線において、認定ガイド同行等の利用ルールトについて検討した。利用の分散を促すため「奄美自然観察の森」の再整備や、世界自然遺産奄美トレイルのルート選定を進めた。	然遺産登
		 ・奄美大島利用適正化連絡会議 1回(書面開催) ・奄美大島三太郎線周辺における夜間利用適正化連絡会議 1回 ・徳之島利用適正化連絡会議 1回(書面開催) 	
		奄美群島の自然,歴史,文化などの良質な情報提供を行う 「奄美パーク」において,奄美の郷屋根改修や園路舗装,屋外	観光課

	行動計画	①R2年度の実施状況	担当誤			
(4)	(4)自然共生プランの取組を通じた奄美のブランド創出による地域づくり					
183	①奄美群島自然共生プランの取組を通じた大島紬,養殖マグロ,長寿子宝等の 奄美のブランド創出を進め、自然を生かした地域づくりを促進します。	自然共生プランに基づく各種取組を実施し、プランの着実な実施、関係機関の情報共有、遺産登録に向けた意識醸成を図った。 〈奄美群島自然共生プラン推進本部会議〉 ・開催日 令和2年6月19日(書面開催) ・構成団体 国、県、地元市町村及び関係団体	奄美世界 然遺産登 推進室			
184	②奄美群島の伝統的な生活や文化,地域に根付く自然観や自然利用のルールに配慮した持続可能な自然資源の利用を図るとともに、それらを活用し、自然との共生を図りながら、観光振興や奄美のブランド創出等を促進することにより、地域の付加価値の向上を図ります。	け 書面開催)にて報告した。	然遺産登推進室観光課			
特一	-2 世界自然遺産・屋久島での取組					
【戦日	略的な取組】					
185	世界自然遺産に関する国内外の自治体ネットワークの形成 「自然と共生する社会」のモデルである環境文化の島・屋久島を核とした。国内 世界自然遺産地域の自治体、ひいては中国、韓国など東アジアの世界自然遺 産地域を有する自治体間のネットワークを形成し、国際的な情報交換と交流を 促進します。	屋久島の「縄文杉」とニュージーランドの「タネマフタ」の姉妹木関係締結(H214)に係る取組として、屋久島町が実施するニュージーランド交換留学に対し、(公財)屋久島環境文化財団が一部経費を支援する日新交流支援事業を継続して実施している。(令和2年度は新型コロナウイルスの影響により中止)	自然保護			
186	屋久島をモデルとした低炭素型社会と自然共生型社会の形成 ほぼ全ての電力を再生可能な水力発電でまかなっており、CO2フリーの島づく りに取り組んでいる世界自然遺産の島・屋久島において、地球温暖化防止のた めの取組と生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組を連携して進め ることにより、低炭素型社会と自然共生型社会の形成を図ります。【再掲】	・屋久島CO2フリーの島づくりに関する研究会及び屋久島低炭素社会地域づくり協議会に係る意見交換を実施した。 ・電気自動車急速充電設備の維持管理を行った。 ・住民が主体となり、「持続可能な屋久島づくり構想」を策定した。	地球温暖対策室			

	行動計画	①R2年度の実施状況	担当部
往	な取組〉		
•	世界自然遺産地域としての環境保全の取組		
	①世界自然遺産に登録された地域における世界的にもまれな樹齢数千年のヤクスギをはじめとする優れた自然環境や植生の垂直分布などの特異な生態系といった「顕著で普遍的な価値」の適正な保全と利用の実現に努めます。	国・県・町の関係行政機関で構成する「屋久島世界遺産地域連絡会議幹事会」において、屋久島世界遺産地域管理計画に基づいた適正な保全と利用について協議を行った。 ・幹事会開催回数:2回 ・総会開催回数:1回 ・科学委員会回数:2回	自然保護
188	②自然環境保全に係る財源を確保するため、利用者から一定の協力を得られる仕組みを構築することや山岳部における携帯トイレの導入促進等による自然保護の充実、さらに適正な利用促進のための特定の地域への過度の集中を避ける仕組みづくりなど適切な制度の導入に向けて検討します。	「屋久島山岳部保全利用協議会」において、入山者を対象に日帰り1,000円、山中泊2,000円とする「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金」制度を平成29年3月から開始している。また、携帯トイレのリーフレット(英語版)の作成・配布を行い、携帯トイレの利用促進を図った。	自然保護
189	③屋久島の山岳におけるトイレのし尿の人力搬出経費や維持管理費などに充てる山岳部環境保全協力金の収受率の向上に努めます。	国・県・町・観光協会等で構成する「屋久島山岳部保全利用協議会」において、屋久島山岳部保全募金の収受率向上に向け協議を行った。 〈主な対策〉 ・チラン等の掲示による募金のPR	自然保護
190	④ヤクシカによる生態系被害が確認されているため、特定鳥獣(ヤクシカ)保護 管理計画に基づいて、被害抑制のための個体数調整や防護柵設置等の対策を 推進します。	ヤクシカの個体群の動向を把握するため、糞粒法による生息	自然保護
		屋久島世界遺産地域科学委員会ヤクシカ・ワーキンググループとの合同会議を開催し、第二種特定鳥獣(ヤクシカ)管理計画のこれまでの実施状況や今後の課題等について協議を行った(合同会議開催:2回)	-
	環境文化村構想の推進		
131	①屋久島環境文化村センターや屋久島環境文化研修センター等の屋久島環境文化村中核施設を充実するともに、屋久島環境文化村構想の先導的事業として環境学習を位置付け、フィールドミュージアム(自然の博物館)としての様々な環境学習ブログラム、屋久島の山、森・海などの自然や屋久島で営まれている生活・生産等を素材とした自然体験型環境学習、「里のエコツアー」などのエコツーリズムの実施を促進します。		
		(R2実績) 【屋久島環境文化村センター】 ・雨漏り対策工事 ・空調設備修繕 【屋久島環境文化研修センター】 ・浴室窓枠等補修工事に係る調査・設計 ・外壁等補修工事	
192	②「自然・文化体験セミナー」や「里のエコツアー」などの各種イベントや留学生のホームステイの受け入れを通した交流の実施により、国内外に向けて、自然や生態、生活文化や民俗、環境保全等に関する情報を発信します。	(公財)屋久島環境文化財団が屋久島の自然や生活文化等に関する情報を国内外に発信するため、屋久島環境文化村中核施設を拠点に各種取組を行い、財団HPやフェイスブックにより国内外に広く情報発信を行った。 ・主な取組> ・自然・文化体験セミナー 4回(41人) ・屋久島研究講座 2回(339人)	自然保護
193	③屋久島里めぐり協議会が推進している「里のエコツアー」等の環境文化を生かした新たな取組を踏まえ、環境文化の継承と再評価の視点から、屋久島環境文化財団とともに、屋久島環境文化村構想に基づく主要施策の見直しを行い、自然と共生する社会の先進地として新たな屋久島の地域づくりを進めます。【再掲】		自然保護
194	④屋久島環境文化村構想で提示した各種施策のうち、山岳部の利用調整の導入と環境文化に関する研究拠点機能の実現等の残された課題について検討します。【再掲】	国・県・町の関係行政機関で構成する「屋久島世界遺産地域連絡会議幹事会」において、屋久島世界遺産地域管理計画に基づいた適正な保全と利用について協議を行った。 ・幹事会開催回数:2回・科学委員会:2回	自然保護
	⑤屋久島を訪れる来訪者に対して、屋久島の環境文化についての理解を深め	(公財)屋久島環境文化財団が屋久島環境文化村センターの 交流ホールを活用し、屋久島や口永良部島に関する各種展示	自然保護

行動計画		①R2年度の実施状況	担当課
		(公財)屋久島環境文化財団が作成した環境学習プログラムを 活用して宿泊研修,1日研修,短時間研修を行うグループの受 入れを行った。 ・宿泊研修 3,826人 ・1日研修 1,063人 ・短時間研修 24人	
	(3)他の世界自然遺産地域等との交流		
196	①世界自然遺産登録の先進地である屋久島の経験を奄美・琉球の世界自然遺産登録と保全管理に生かしていくため、屋久島と奄美群島との間での様々なレベルでの情報交換と交流を促進します。	協議会において、奄美、屋久島の合同イベントや地域間交流、オリジナルグッズの企画・製作等について検討を行う。 また、モニターツアーや研修会の開催についても検討する。	自然保護課